

会 議 録

1. 会議名	平成30年度第3回習志野市健康なまちづくり審議会
2. 開催日時	平成31年1月17日（木）13時30分から14時30分
3. 開催場所	保健会館 1階検診室
4. 出席者	<p>委員：豊崎会長、鈴木副会長、栗原委員、櫛方委員、小林委員、長島委員、石丸委員、伊藤委員、石川委員、佃委員、内山委員、吉見委員、柏木委員（以上、13名） （欠席2名：久保委員、佐藤委員）</p> <p>事務局：健康福祉部 菅原健康福祉部長、松岡次長、仁王健康支援課長、 児玉主幹、山口主幹、塙主幹、上野係長、大石副主査、一杉主任主事（以上、9名）</p> <p>オブザーバー：1名（習志野健康福祉センター） 傍聴者：1名</p>
5. 配布資料	<p>資料1：習志野市受動喫煙の防止に関する条例・規則対応表 資料2：規則様式 資料3：受動喫煙の防止に関する条例（パワーポイント資料） 資料4：過料の対象となる重点区域（駅周辺の路上等） 資料5：指定施設一覧 資料6：習志野市健康意識調査結果報告（概要） 資料7：平成31年度健康なまちづくり審議会スケジュール（案）</p>
6. 概要	<p style="text-align: center;">開 会</p> <p>日程第1 協議事項 （1）習志野市受動喫煙の防止に関する条例に係る重点区域の指定について</p> <p>日程第2 報告事項 （1）健康意識調査について</p> <p>日程第3 事務連絡 （1）来年度の会議開催予定について （2）その他</p> <p style="text-align: center;">閉 会</p>
7. 担当課	健康福祉部 健康支援課

8. 会議の内容

○開 会

(豊崎会長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第3回習志野市健康なまちづくり審議会の会議を開会いたします。

日程第1 協議事項

(豊崎会長)

それでは、これより議事に移らせていただきます。本日の議題は、お手元に配布した会議次第のとおりであります。

まず、はじめに、協議事項 習志野市受動喫煙の防止に関する条例に係る重点区域の指定について事務局から説明をお願いします。

(仁王健康支援課長)

健康支援課長の仁王俊明です。

本日はお忙しい中、健康なまち審議会へ御出席いただきありがとうございます。

よろしく御協議のほどお願いします。

それでは、協議事項 習志野市受動喫煙の防止に関する条例に係る重点区域について、説明します。

まず、今回「重点区域の指定について」を議題とした経緯について説明します。資料1の習志野市受動喫煙の防止に関する条例・規則対応表をご覧ください。

習志野市受動喫煙の防止に関する条例では、第6条第1項で、市長は、重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止する区域として、駅周辺の路上等、学校周辺の路上等を重点区域として指定できるとしています。

この重点区域の指定に当たり第三者的な視点で御意見をいただくため、規則の第3条第2項で重点区域の指定等に当たっては、当審議会の意見を聴くものとする。としている。

このことから、今回重点区域の指定をするに当たり、皆様の御意見をお聞きするものです。

それでは、重点区域の指定に当たっての考え方から説明します。資料3をご覧ください。

まず、受動喫煙とは、他人の喫煙により発生した煙にさらされることを言います。喫

煙から発生する煙には喫煙者が吸い込む主流煙と、たばこの先端から出る副流煙、また吐き出された呼出煙の3種類があり、受動喫煙とは副流煙と呼出煙にさらされることをいうものです。副流煙には主流煙よりもニコチン2.8倍、タール3.4倍、一酸化炭素4.7倍が含まれており、副流煙にさらされることによる健康被害を防止するため条例を定めたものです。

次に、条例の目的です。この条例は、受動喫煙による健康被害を防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、市民の健康を守ることを目的ととしてしています。この目的を達成するため、受動喫煙を生じさせないためのルールを定めました。

次に、受動喫煙防止の義務。こちらは平成31年1月1日施行ということで、もうすでに施行しています。市民等は、路上等で喫煙する際、受動喫煙を生じさせてはならない。周囲に人がいるときに喫煙すると受動喫煙が生じることから、路上等では周囲に人がいるときは喫煙できませんとしています。条例は決してたばこを吸ってはいけませんという条例ではなく、周囲の人に受動喫煙をさせない、という趣旨の条例です。

右側のページの4番です。受動喫煙防止の配慮義務。路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。自宅や店舗の敷地などで喫煙するときも、受動喫煙が生じないように配慮しなければならないとしているものです。配慮とは、周囲の人に煙が流れないように、場所を変える・喫煙をやめるということになります。強制力はございませんので、お願いというようになりま。商店の方は、例えば場所を変える、衝立を立てるなど煙を防ぐ手立てをする、喫煙室を設けるといような配慮をお願いしますというルールです。

続きまして、重点区域の指定、喫煙の禁止で、本日の審議会で議論する内容です。審議会で了解をいただいた場合、2月1日に告示をし、1か月間の周知期間を経て、3月1日から駅周辺の重点区域では喫煙出来なくなる。という形で考えています。

1枚めくり、重点区域の指定について説明します。

図面の説明は後程しますので、まずは考え方を説明します。

過料の対象となる重点区域は駅周辺の路上等に限りま。期間は毎日365日。時間帯は終日24時間。重点区域の範囲は、駅舎を中心とした概ね半径300メートルの範囲内を指定する。そのうち半径150メートルの範囲は全ての道路、その他の範囲は主要な道路を指定する、としております。

続いて7番。過料の対象としない重点区域です。こちらは、学校周辺の路上等になります。期間は、祝日法に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までを除く月曜日から土曜日まで。ただし、学校行事が行われる日曜日、祝日法に規定する休日は除くという形になっています。時間帯については、児童・生徒が通う午前6時から午後9時まで。重点区域の範囲は、このあと、説明しますが、次のページの、“ア”として「重点区域として指定しない施設」。こちらは、学校等のうち、“不特定多数の業種、

業態の混在する建築物内に整備されている施設周辺は重点区域に指定しない”。複合ビルの一部を利用している保育所など、建物の中がどこかの事務所や病院、ショッピングストアなどが入っているビルに間借りしているような保育所が入っている建物周辺は重点区域として指定しない。また、“イ”として「一つの施設として重点区域に指定する施設」として、“複数の公共施設が同一の建築物または敷地内に整備されている施設は、一つの施設として周辺の路上等を重点区域に指定する”。これは、学校の中に併設させている幼稚園、放課後児童会等を想定しています。

1枚めくり、これらをまとめると、指定する施設は、対象は全部で105施設、このうち、“ア”に該当する施設が9施設、“イ”に該当する施設が36施設あり、これらを除くと実質60施設。市内の60か所の学校周辺を重点区域として指定するとなっています。

“ウ”として、「施設周辺の重点区域の範囲」としては、“施設に隣接した路上等は施設から3メートルの範囲を重点区域に指定する。ただし施設に隣接する歩道はすべて重点区域に指定する”。と考えています。下に図があるので、ご覧ください。

まず、学校があり、右側、住宅まで4メートルの道路がある場合、4メートルの道路のうち3メートルを指定する。その上の道路は、道路の幅が2メートルしかない場合は、2メートル全てを禁止とする。そして、学校と接している住宅がある場合は、重点区域としては指定しない。

そして左側、公園の学校に接している部分3メートルを重点区域として指定する。そして、下の方h、歩道が4メートルあります。歩道が3メートル以上の場合は、歩道の全てを指定するとします。

続いて右側8番、条例に違反した場合の措置ですが、3月1日から4月1日は重点区域と指定しても罰則の対象とはしない期間とし、罰則の対象とするのは4月1日からと考えています。過料については、条例に違反し、駅周辺の重点区域内で喫煙した場合、2,000円科される。ただし、学校周辺の路上等は過料の規定はしない。ただし、4月1日から9月の末までは、喫煙をした場合でも指導員に注意されてそこで止めれば過料はとらない。というような形で、最長で約半年間の周知期間をとったのち、10月1日から駅周辺の重点区域等で喫煙した場合は、“即過料”としていきたいと考えています。

過料の徴収について、まず、指導員の身分については、市長が任命した指導員が行う。つまり、市民の方は喫煙者がいても過料の徴収は行えない。指導員は規則で定める身分証明書を携帯し、過料の処分を受ける者から求められれば提示する。また、ベストを着用し、指導員とわかるような服装をします。その下は、先ほど様式集で配布した指導員証です。

続いて、1ページめくり、過料の徴収（処分手続）。指導員は、駅周辺の重点区域に

において喫煙者を現認した場合は、告知・弁明書により過料の処分を受ける者に対しあらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。過料の処分を受ける者の弁明がない場合、弁明に理由がない場合には過料処分通知書を交付し、過料処分を行う。

続いて、右側のページ11番、過料の徴収（徴収手続）については、過料は原則その場で現金での徴収を原則とします。過料を支払った場合には、現金領収書を交付します。過料の処分を受ける者が現金を持っていない場合には、納付書を交付し、納付を求めます。その際、確実に連絡が取れるようにするために、携帯電話等を用いて相手方の電話番号を確認する等の方法を取ります。

その下12番。指定たばこについて。重点区域の中でも加熱式たばこは規制しないということになっています。たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこ。こちらの市長が指定するたばこ、現在iQOS（アイコス）、Ploom TECH（プルームテック）、glo（グロー）3種類考えています。この3種類については、重点区域内であっても人がいなければ、喫煙することは可能としています。指定の方法については、告示により指定することを考えています。

最後のページ13番改正健康増進法（第一種施設）は、法律の説明になります。法律の趣旨といたしましては、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設等での喫煙の禁止、管理権限者が講ずるべき措置等について定めるとしています。この第一種施設、対象となるのが、学校・病院・児童福祉施設・行政機関等で、こちらは原則、敷地内禁煙となっています。ただし、例外があり、敷地内の屋外であれば受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた特定屋外喫煙場所であれ喫煙所を置いてよいということになっています。習志野市の公共施設の場合は、条例ではなく法律に委ねますので、市役所の敷地内にも喫煙所も、法律の規定に基づいて設置の判断をしていきます。

その下、14番改正健康増進法（第二種施設）。こちらは第一種施設以外の施設というような形で、事務所・ホテル・運動施設・飲食店などで建物内禁煙。敷地内には特に規制を取っていませんが、習志野市の公共施設につきましては、第二種施設に含まれるものも、喫煙場所を設置する場合は、受動喫煙に配慮して、それなりの措置を取った喫煙所を設置したいと考えています。質問等は、後ほどまとめて受けますので、続いて、過料の対象となる、「駅周辺の重点区域」として指定する範囲の案を説明します。

資料4をご覧ください。まず、京成谷津駅。京成谷津駅を中心に丸が二つあるかと思いますが、内側の丸が150メートル以内、外側の丸が300メートルの範囲となっており、これはこれ以降でてくる図面全て共通の条件になっています。黒く少し太い線で引いてある道路が重点区域として指定する範囲となっています。この黒く塗ってある路上等で喫煙すると過料の対象となるという図です。

2枚目が京成津田沼駅です。京成津田沼駅は、路上等は基本的には300メートルの範囲内に含まれていれば重点区域として含めますが、公園は、接している道路が全て重点区域に指定されている公園は重点区域に指定することで、津田沼ハイライズの横にある公園については重点区域として含んでいます。

続きまして京成大久保駅です。こちら京成大久保駅で北側は商店街を中心に、主要道路、大きい道路から300メートル。南側は、新しくできました道路、それからバス通りまで300メートルの範囲で考えています。

その次が京成実籾駅です。こちら、駅周辺のロータリーから含めて県道北側をずっとって、千葉銀の裏あたりまでが重点区域、実籾1号公園は全てが重点区域として指定します。

1枚めくり、新津田沼駅。JR津田沼駅と重ねてご覧いただきたいと思います。どちらの図もそうですが、上の方に船橋市との市境がございますので、指定にあたり船橋市のエリアを習志野市で重点区域に定めるわけにはいきませんので重点区域としては指定しない。要は、JR津田沼駅で習志野市域では、今後、重点区域と指定して過料の対象となる。船橋市域は、そのような罰則がないということですが、この辺は船橋市と協議を重ねており、船橋も重点区域としてほしいというお願いをしているところです。

津田沼駅は、JR津田沼駅南口の津田沼公園はすべて重点区域として指定。新津田沼駅周辺の一丁目広場と一丁目公園、イオン脇のさくら公園も重点区域の範囲に含まれています。

一番うしろのページにJR新習志野駅があります。国道357号線で挟まれているので、357号線の南側、駅ロータリーを中心とした約300メートルの範囲。駅前ロータリー、ミスターマックスの敷地と国際水泳場、それからその一本先の道路までを指定する形になっています。

続いて、過料の対象とならない「学校等周辺の重点区域」として指定する対象となる施設の一覧について御説明します。資料5をご覧ください。

こちらについては、説明したとおり各学校周辺、3メートルの範囲で重点区域として指定します。重点区域と指定される学校がこちらです。この表の中の備考にカタカナの“ア”とか“イ”が書いていますが、この“ア”と“イ”は、先ほど説明した、“ア”「不特定多数の業種、業態の混在する建築物内に整備されている施設」9施設、“イ”「複数の公共施設が同一の建築物または敷地内に整備されている施設」36施設を記載しています。

1つ例として、1枚目私立保育園は9施設あります。このうち“ア”に該当する施設が1つあります。それが、一番下の「アスクかなでのもり保育園」というところで、奏の杜フォルテ2階にありますので、複合施設に入っている建物ということで、重点区域としては指定しない、というような考え方になっています。

(菅原健康福祉部長)

補足ですが、今の説明の中で、資料3については審議会で条例案を議論していただいたので、新しいチラシ等確認も含め説明させていただいた。規則で、審議会で重点区域の決定について意見を聞くということになっており、今回、中心としてご協議いただきたいのは、資料3でいいますとページの6ページから12ページの部分が中心です。その具体的なものが資料4、資料5ということです。資料4に地図が載っていますが、基本的には、考え方、重点区域の指定の期間や時間帯、範囲について議論いただいて、その形としたのがわかりやすいように、図面にしてあると考えていただければ。

また、資料3の6ページに重点区域の指定のところで、四角で囲んでいる「健康なまちづくり審議会で承認後決定」というような“承認”という言葉が使われていますが、それはこちらが意見をいただいた中で、その意見を反映し最終的に市で決定するということで了解いただければと思います。

(豊崎会長)

1つだけ確認させていただきたい。

先ほどの違反した場合の、規制の過料の徴収に関して段階的になっているが、これはどこかわかるところに提示されるような形になるのか。

広報などで出て、それっきりだとかなりのトラブルのもとになると思うが。わかりやすいところに貼られていればよいが。

(仁王健康支援課長)

意見のとおり、複雑になっており、その辺の期間が大変重要だと思っている。この条例については、喫煙を禁止するものではないので、みんなでルールを守ってもらえるように作った条例であるので、周知が一番大事だと思っている。今回確認がとれて告示を2月1日としているが、日にちが確定した段階で、丁寧に周知したいと考えている。

(菅原健康福祉部長)

段階的な施行があって、4月1日から過料が徴収対象となる。10月1日以降は直罰という形で、すでに吸っている状態で過料の対象になる。6か月間については、経過措置ということで注意し、その場で消せば取らないが、それについてあまり周知してしまうと、注意する前に吸ってもよいとなってしまう。条例では4月1日から吸うと徴収の対象となるので、2段階のことについては積極的な周知は今のところ考えていない。条例を見れば、条例の本文と附則に書いてありわかるが、条例の中であくまで4月1日から過料の対象となるということに留めたほうが良いと考えている。

(石丸委員)

資料3の6ページのスライドだが、この「重点区域の指定・喫煙の禁止」のところで、「加熱式たばこ以外の」と区別をしていることが、混乱を招くのではないかと思う。つまり、これから過料をとることも考えられ、その時に、吸う行為を見て指導員の方も行くと思う。その時に、紙巻きたばこはダメで、加熱式たばこだったら特に指導しない、というのは住民にとっても紛らわしく混乱をすることだと思う。特に指定っていうふうにはしなくてもいいのではないかと思う。今日の議論のポイントではないが、18ページのところ、指定たばこについてということで「健康を損なう恐れがあることが明らかでないたばこだからそれは除外します」というふうに書いてあるが、それは日本だけで、世界標準でいけば疑わしいものはやらないというのが基本だと聞いているし、この2番のスライドのところでも、受動喫煙防止で受動喫煙とは何か？というところ、副流煙＋呼出煙ということで吐き出された主流煙になります。加熱式たばこも吐き出された主流煙というのは実はあって、その吐き出しというのは、被害があると言われている。健康被害までは確定されていないが、それは20年くらいはかかるのではないかとされていて、学会に出た時も、電子たばこが非常に混乱を招いているということで危険視されていることを聞いた。その定義との齟齬が出てくる関係で、ここの6ページのところで、今、日付のことや、ルールとかも聞いたが、住民の混乱を招くようなことは避けたほうがいいのではないかと思う。

(豊崎会長)

前の会の時も、この辺をどうするかと少し議論をされたところであった。データ的には、はっきり言いまして、紙巻きたばこ以外のたばこも健康被害がある程度起こるとするのは常識的なところであるが、それが一般に知らしめられていないという部分もある。この辺は、パブリックコメントだけで色々あった。事務局の方から説明を求める。

(仁王健康支援課長)

昨年、条例の制定に当たりパブリックコメントに、条例の案、考え方を示したところ、一番多かったのは、市内全体でたばこを吸えないというような案に対して非常に厳しすぎると、それではどこで吸えばよいのか等の意見を多くいただき、改めて議論した中で、路上等での受動喫煙を禁止、さらに重点区域を定めてその中ではたばこを吸えないという形を示して、さらに、加熱式たばこは健康被害の大きい副流煙の量が少なく、影響が比較的少ないので、重点区域内でも周囲に人がいなければいいのではないかとというような形で落ち着いたところであり、パブリックコメントの中で非常に厳しすぎるので少し緩和してほしいというような意見があった中での議論でこのような形で落ち着いたと考えている。

(菅原健康福祉部長)

補足になるが、この加熱式たばこについては、国の取扱いなども参考にし、やはり健康被害についての明確な部分がないという中で、いわゆる過料の対象からは条例上は外した形になる。しかしながら、受動喫煙が全くないということではないので、加熱式たばこであっても受動喫煙は生じさせてはいけないというところは引っかかるところです。なかなか区別は、難しいところではあるが、パブリックコメント、また加熱式たばこの、通常の紙巻きたばこと違う点について、こういった形で条例の段階で区別をつけている。今後、国の方で加熱式たばこについての何らかのものが示されたときには取り扱いは変わってくるということはあるが、現状としてはそのようなかたちで対応するというご理解いただきたい。

(豊崎会長)

今後はこの辺は厳しく規制されてくるものと思うが、現段階ではそういうことで落ち着いたところである。

(長島委員)

8 ページ目スライドの7番の学校等周辺の路上等の中で、期間のところ「学校行事が行われる日曜日及び祝日法に規定する休日」ということであるが、周知するときに、学校行事となってしまうと、入学式、卒業式、運動会等となり、部活動が入らない。で例えば部活動であったりとか、社会体育であったり、野球の子たちが活動しているときに、正門の外でたばこを吸っている人たちがいるという苦情を、こういう条例があるからということなのであれば、例えば学校における教育活動及び学校で行われる社会教育活動が行われているとかいう形に、周知の段階ですとその辺は子供が活動しているときにというと、この条例の趣旨は守られるのかなということも思った。2点目としてその次のページの12ページ目のスライドですけど、施設から3メートルの範囲、これってなかなか微妙なところだと思った。結局、大きな道路に隣接している学校の場合は、施設に近い歩道はダメだけれども反対側の歩道はいいというような形になりかねないと思うが、登下校のことを考えると登下校の時間反対を渡って下校する子たちもいるので、そのあたり3メートルって決め方としてはすごくわかりやすいのかも知れないけど、場所によってはわかりづらくなってしまっているので、周りの道路、隣接の道路ということで統一してしまうと厳しいのか。大きな道路だと範囲が広がるので厳しいとは思いますが、そのように思った。

(豊崎会長)

確かに、3メートルのラインというのは、歩道があって道路があってという結構広い

道路であれば、ここまではいいけど、センターラインからこっち側はダメ、向こう側はオッケーとなると、非常に複雑になるが、それに関してはいかがか。

(仁王健康支援課長)

学校行事等については、授業と学校の開業日、それと社会体育の部分というのは、個別に考えていた。その中で棲み分けができないかと、学校の場合は多くの子供たちがいるので、受動喫煙の脅威にさらされないために禁止にするというのは考えたが、土曜日、日曜日は学校の授業ということでは行われず、社会体育の、地域の団体が使う時間帯なので、その部分については規制はしないという考え方でスタートしているが、土曜日は学童保育とか保育所等が運営されているので、土曜日は禁止にしている。日曜日社会体育の中で社会体育の人間が責任をもって指導していく。受動喫煙を発生させる可能性がある社会体育で活動している保護者の方であり指導者であるので、我々の受動喫煙防止の趣旨さえ御理解いただければ、そういった被害は減らせるのではないかということで、このような形で提案している。学校から3メートルの範囲については、大きな道路であれば、車の通りが激しいので、道路で煙草を吸う人はいないと思う。学校に隣接している細い道路であると4メートルくらいと思っている。その全てを規制してしまうと、学校の前に住む人が喫煙することができなくなってしまうので、1メートル程度残したということで、反対側の道路で子どもが受動喫煙させられるというものも考えられると思うが、条例は基本的には受動喫煙を防ぐということで、周囲に人がいた場合は喫煙できないということになっております。例え指定していない道路の反対側であっても生徒が行き来している間は受動喫煙の防止という条文がありますので、その間は吸えないとしているので、3メートルという提案をしている。

(石川委員)

周知徹底するのに、どんな形でやっていくのか。2月～3月、3月～4月、4月～9月と段階的なものがあるとは思いますが、中身を一般に知らせていくにはどんな形で考えているのか。ここにマークがありますけども、紙だけではわからないので、「ここは駅周辺の過料の対象のところです」とその場所が条例にかかる場所だと一般にもわかるような何かあるのか伺う。

(仁王健康支援課長)

広報やホームページ等すでに載せており、細かい情報にはそちらの方で発信していきたいと考えている。ただ、各駅を使うのは習志野市民だけではないので、一番効果的なのは、現地で周知していくことと考えている。

4月1日から9月末まではたばこを吸っても注意して止めれば過料の対象とならな

い、そういったことを広報するというよりは、この場所ではいつから煙草が吸えないという部分を丁寧に知らせていきたいということを説明した。

現在、各市内7駅に啓発員を配置しており、煙草を吸っている方に直接声をかけて「ここでは今後こういう流れで煙草を吸えなくなり、重点区域として指定していきますからね」という周知を始めている。重点区域が定まった後には、この場所では煙草が吸えなくなりますよということを路面シートで表示するとともに、看板を立てて地図を載せた表示板を提示していく予定である。足りない部分については電柱等に表示を出すなど考えている。その他に、横断幕を掲示している。現在は、JR 津田沼駅、新津田沼駅に1枚、市役所に1枚、京成津田沼駅前ロータリー1枚にある。同じデザインのステッカー一等も作成を試みており、そういったもので“駅周辺は重点区域ですよ”ということ、駅を使う方に直接的に広く訴えられるよう努める。

現在は“啓発員”による周知だけだが、4月1日からは過料を徴収することができる指導員を配置して取り締まっていく。4月1日から9月30日までの間に徹底して「ここはだめだよ」と「煙草を吸ったら過料だからね」ということを周知したいと考えている。

(豊崎会長)

道路のシートではなくて、新しいタイプになっているのか。

(仁王健康支援課長)

現在はクリーン推進課で、“ポイ捨て”、“歩きたばこ禁止”のシートを貼っている。重点区域外であればそのまま使えるが、重点区域内はたばこのポイ捨て、歩きたばこ禁止となるので、“ここは重点区域なのでたばこは吸えません”というものを新しく貼る。今貼ってあるものの上に貼ったり、剥がして貼ったりというような形で、重点区域内は全て“重点区域内で喫煙した場合は、過料2,000円かかりますよ”という表示をしていく。

(豊崎会長)

複雑になっているので、分かりやすく表示していただきたい。

以上で協議事項の「習志野市受動喫煙防止に関する条例に係る重点区域の指定について」を終了する。

日程第2 報告事項

(豊崎会長)

次に、報告事項 健康意識調査について、事務局から説明をお願いする。

(仁王健康支援課長)

報告事項 健康意識調査について、説明します。

本市では、全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを発展させ、推進していくため、平成27年度～31年度を計画期間とした、健康づくりの総合計画を策定している。

この計画の最終年度が平成31年度までとなっておりますことから、平成31年度中に策定するにあたり、市民の皆様の健康意識を把握し、基本計画の基礎資料とするため、第2回健康なまち審議会において、皆様の意見をいただき、調査を実施した。

本日は、その調査結果について、資料6 習志野市健康意識調査結果（概要）と健康意識調査の調査票4種類に基づき御報告させていただく。

調査内容につきましては、調査票4種類のとおりですので後ほど確認ください。

お手元の結果報告を御覧ください。

3番の調査方法と回収状況について説明します。

調査期間は、11月9日に調査票を発送し、11月27日までに回収したものを集計した。

回収状況は、20歳以上の市民2,000人を対象とした一般調査は、回収数925通、回収率46.3%です。

1歳6か月児及び3歳児健診を受診する親子239組を対象とした親子調査は、回収数159通、回収率66.5%です。

習志野商工会議所の会員事業者500社を対象とした事業所調査は、回収数156通、回収率31.2%です。

市民活動団体等100団体を対象とした市民活動団体調査は、回収数73通、回収率73%です。

全体では、発送数2,839通、回収数1,313通、回収率46.2%である。これは、前回実施の平成25年度より、0.1%上回る結果となっている。

なお、意識調査の詳細な結果については、現在集計・分析中であるので、報告書としてまとまった段階で示してまいりたい。

(豊崎会長)

それでは、健康意識調査の詳細な結果につきましては、調査・分析が完了し、報告書としてまとめ次第、各委員に示されたい。

以上で、報告事項 健康意識調査について終了する。

日程第3 事務連絡

(豊崎会長)

次に、事務連絡 来年度の会議開催予定について、お願いします。あわせて、その他の事務連絡もああればお願いします。

(仁王健康支援課長)

連絡事項 来年度の会議開催予定について、連絡します。

本年度の審議会は、本日が最後の開催です。皆様におかれましては、お忙しい中審議会に出席いただき、貴重な意見をいただき大変ありがとうございました。心より感謝申し上げます。

来年度の予定については、配布しております、資料7 平成31年度健康なまちづくり審議会スケジュール(案)のとおりです。

こちらの資料、計画の策定の流れと合わせた形となっておりますが、一番左の枠に審議会の「審」と書いてあるところで審議会の開催を予定している。下から3つ目の「受」という字が書いてあるのが受動喫煙防止条例の重点区域について、一年後に見直しが必要となる場合があるため、必要に応じて審議会を開催したい。詳細な日程については、会長とスケジュールを詰め、できるだけ早い段階で示したい。

なお、地域自殺対策の計画について、当初この3月に作成するという事で審議会の開催を予定していたが、来年健康なまちづくり計画を策定に合わせて策定したいと考えており、県にも了解得ている。来年の健康なまちづくり計画の中に自殺対策の計画は含め、総合計画というような形で策定していくことで、御了承いただきたい。

○閉 会

(豊崎会長)

本日の議題は全部終了いたしました。

これにて、平成30年度第3回習志野市健康なまちづくり審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。